

ほけんだより

がっこう
4月号

おう め し り つ だ い い ち しょう が っ こう
青梅市立第一小学校

よう ご き ょう ゆ
養護教諭

保護者のみなさま

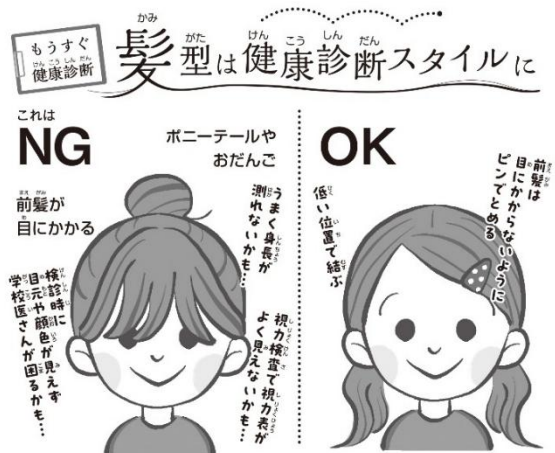
ご入学・ご進級おめでとうございます！

子供たちが心も体も健康に、安全に、笑顔いっぱい元気いっぱいで、学校生活を送ることができるように努めてまいります。子供たちが心身ともに健康に過ごすためには、周りの大人が心身ともに健康でなければなりません。保護者のみなさまも、どうかご自愛ください。一年間、よろしくお願いいたします。

健康診断が始まります

4月9日(木)および10日(金)に身体測定・視力検査・聴力検査があり、その後も眼科検診、歯科検診と、各検診が続いていきます。健康診断の日程は別紙をご参照ください。体育着やメガネ等の持ち物や髪形の注意点、前日・当日の朝に保護者の方にお問い合わせすること等も記載しておりますので、正確に測定・検診を行うためにご協力をお願いいたします。

身体測定の結果は、視力・聴力の再検査が終わり次第、お返しいたします。押印または署名をして学校へご提出ください。各検診については病気や異常の疑いがある場合のみ、「結果のお知らせ」をお渡しいたします。受診後に、医師が記入した報告書を学校へご提出ください。受診の際の費用は自己負担となります。また、学校での健康診断は、病気や異常の疑いを選び出すスクリーニングですので、医療機関を受診しても「異常なし」と診断されることもあります。ご了承ください。



保健室での貸し出しについて

保健室では「衣類(下着・靴下含む)」「赤白帽子」「上履き」「生理用ナプキン」を貸し出しています。衛生上の観点より、「下着」に関しては、同じサイズの未使用のものを保健室へお返しく下さい。「衣類(下着以外)」「赤白帽子」「上履き」に関しては、ご自宅で洗濯してから保健室へお返しく下さい。赤白帽子については、校外学習等、行事の日のみ貸し出します。

「マスク」は教室で担任から貸し出しをしております。感染症流行時等に学級全体にマスクの着用を促す場合もございますので、マスクの予備を必ず持たせるようにしてください。よろしくお願いいたします。

学校で使用する医薬品について

本校では以下の医薬品を使用いたします。お子様の体質やご家庭のお考えにより、使用を控える必要がある場合は、養護教諭までご連絡ください。

薬品名	分類	会社	使用する場面の例
新レスタミンコーワ軟膏	第3類医薬品	興和株式会社	・虫に刺されたとき ・かゆみがあるとき
プロペト ピュアベール α	第3類医薬品	第一三共ヘルスケア	・肌が乾燥しているとき
アイリス CL-I ネオ	第3類医薬品	大正製薬	・目を洗い流したいとき
ピノクール T	※医薬品ではありません。	大協薬品工業株式会社	・冷却したいとき

朝の健康観察について

お忙しい時間とは存じますが、毎朝、ご自宅でお子様の健康観察をしてから登校させるようにしてください。体温を測り、咽頭痛や咳等の風邪症状がないか、顔色が悪くないか、倦怠感や疲労感はないか、食欲はあるか、排便はあるか、お子様の様子をよく見て、確認をお願いいたします。なお、検温表の提出は求めておりません。



学校生活管理指導表

アレルギー疾患について、学校生活において医師から特に配慮や管理が必要と診断されているお子様、腎疾患・心疾患等があり、運動により病態が悪化する可能性があるお子様や医師から運動制限の指示が出ているお子様等については、保護者の方に「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用/小学生用）」の提出をお願いしております。用紙が必要な場合は、担任または養護教諭にお声かけください。学校生活管理指導表のご提出がない場合、アレルギー疾患に関する個別の配慮はいたしかねます。

災害共済給付制度について



授業中や休み時間、登下校中、遠足など、学校の管理下で起きた怪我による受診・治療について、医療費等の給付を受けられる場合がございます。

病院の窓口にて、学校で怪我をした旨をお伝えください。その際、マル子医療証やマル親医療証は使用せず受診してください（学校管理下でのけがとして扱うため）。初診から治療までの総額が5000円以上（自己負担3割の場合、窓口での支払い額が1500円以上）のけがが対象となります。保健室または担任から必要書類を受け取り、保護者の方および医療機関の記入箇所を埋めて、保健室または担任までご提出ください。申請の時効は受診日から2年になります。詳細は、別紙「災害共済給付制度のお知らせ」をご覧ください。

出席停止について

インフルエンザやコロナウイルス感染症、溶連菌感染症、水痘（水ぼうそう）などの感染症は、欠席ではなく出席停止の扱いとなります。出席停止期間は、発症した日を0日目とし、定められた日数を経過した翌日から登校可能と数えます。出席停止期間が明けましたら、保護者の方が記入した出席停止報告書を学校へ提出してください。報告書は学校のホームページよりダウンロードし、印刷してください。医師が記入する必要はありませんが、医師の診断または検査キット等による陽性反応がなければ、出席停止にはなりませんので、ご注意ください。

（例：新型コロナウイルス感染症…発症後5日を経過し、症状軽快後1日を経過するまで）

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症 				軽快 	発症後 5日 軽快後 1日	登校可 		
発症 					発症後 5日	軽快 	軽快後 1日	登校可

